

令和7年第3回臨時会議事日程（第1号）

令和7年12月25日（木）

午後2時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 議案第69号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第70号 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第71号 令和7年度吉富町一般会計補正予算（第7号）について
- 日程第6 議案第72号 令和7年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第7 議案第73号 令和7年度吉富町水道事業会計補正予算（第3号）について
- 日程第8 議案第74号 令和7年度吉富町下水道事業会計補正予算（第2号）について

会期日程表（案）

目次	月日	曜	区分	開議時刻	摘要
第1日	12月25日	木	本会議	午後2時	開会 会期の決定 提案理由の説明 質疑、討論、採決 閉会

令和7年第3回吉富町議会臨時会会議録（第1号）

招 集 年 月 日	令和7年12月25日	
招 集 の 場 所	吉富町役場三階研修室	
開 会	12月25日 14時00分	
応 招 議 員	1 番 新保 祐介	6 番 横川 清一
	2 番 丸谷 宏一	7 番 是石 利彦
	3 番 角畑 正数	8 番 岸本加代子
	4 番 向野 倍吉	9 番 矢岡 匡
	5 番 太田 文則	10番 山本 定生
不 応 招 議 員	なし	
出 席 議 員	応招議員に同じ	
欠 席 議 員	不応招議員に同じ	
地方自治法第121 条の規定により説明 のため会議に出席し た者の職氏名	町 長 花畑 明 副 町 長 和才 薫 未来まちづくり課長 危機管理室長 別府 真二 総務財政課長 奥本 仁志	福祉保険課長 友田 哲也 子育て健康課長 梅林 正典 吉富あいあいセンター所長 上下水道課長 奥家 照彦 地域振興課長 守口 元子
本会議に職務のため 出席した者の職氏名	局 長 中家 立雄	
町長提出議案の題目	別紙日程表のとおり	
議員提出議案の題目	別紙日程表のとおり	

午後2時00分開議

○議長（山本 定生君） ただいまの出席議員は10名で定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

なお、本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長（山本 定生君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、横川議員、是石議員の2名を指名いたします。

日程第2. 会期の決定について

○議長（山本 定生君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、お手元に配付の会期日程表（案）のとおり、本日12月25日の1日間にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日12月25日の1日間に決定いたしました。

日程第3. 議案第69号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第4. 議案第70号 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第5. 議案第71号 令和7年度吉富町一般会計補正予算（第7号）について

日程第6. 議案第72号 令和7年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について

日程第7. 議案第73号 令和7年度吉富町水道事業会計補正予算（第3号）について

日程第8. 議案第74号 令和7年度吉富町下水道事業会計補正予算（第2号）について

○議長（山本 定生君） これから議事に入ります。

日程第3、議案第69号から日程第8、議案第74号の6案件を一括議題にいたします。

町長に提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（花畑 明君） 本日、令和7年第3回臨時町議会を招集いたしましたところ、議員各位には、公私ともに大変御多用の中を御出席をいただき誠にありがとうございます。このたびの臨時議会には、条例案件2件、予算案件4件について、御審議を願いたく、御提案をするものでご

ざいます。

議案第69号は、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。昨年8月の人事院勧告に基づき、本町においても、勧告に沿って、一般職の職員の給与改定を実施するため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第70号は、単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。人事院勧告に基づき、一般職の職員に準じて給与改定を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第71号は、令和7年度吉富町一般会計補正予算（第7号）についてであります。既定の歳入歳出予算に、それぞれ1億5,293万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を48億4,944万3,000円とするものでございます。

今回の補正予算では、人事院勧告に伴う人件費の補正のほか、国の今年度補正予算にて追加をされます物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金により実施をする、住民1人当たり1万4,000円分の応援商品券配布に関する事業費と漁業者支援に関する事業費、そして、同じく国の補正予算にて実施が決まりました物価高対応子育て応援手当に関する事業費を計上しております。

歳入の主なものは、14款2項国庫補助金で1億2,123万3,000円の増額、19款1項繰越金で2,866万5,000円の増額、歳出の主なものは、2款1項総務管理費で1,017万3,000円の増額、3款2項児童福祉費で2,776万9,000円の増額、7款1項商工費で9,802万9,000円の増額などとなっております。

続いて、議案第72号は、令和7年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてであります。既定の歳入歳出予算にそれぞれ40万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を7億7,699万9,000円とするものでございます。

議案第73号は、令和7年度吉富町水道事業会計補正予算（第3号）についてであります。収益的支出に89万7,000円を追加するものでございます。

議案第74号は、令和7年度吉富町下水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。収益的支出に82万1,000円を追加するものであります。

以上の議案第72号から議案第74号までの補正予算は、いずれも人事院勧告に伴う人件費の補正のみを計上しております。

以上、提出議案につきましては、行政運営上、大変重要なものであります。慎重に御審議の上、御議決くださいますようお願い申し上げます。提案理由とさせていただきます。

○議長（山本 定生君） 提案理由の説明が終わりました。

日程第3、議案第69号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につ

いてを議題といたします。

執行部に内容の説明を求めます。総務財政課長。

○総務財政課長（奥本 仁志君） それでは、議案第69号について御説明をいたします。

人事院勧告の内容に沿って、本町一般職の職員の給与条例を改正するものでございます。本年度の人事院勧告に基づく給与改定は、月例給、ボーナスの引上げに加え、民間の支給状況等を踏まえ、各種手当の改定を行う内容となっております。月例給につきましては、本年4月時点で民間給与が、国家公務員の月例給を平均1万5,014円、率にして3.62%上回る結果となりました。そのため、4月に遡って給料表を、国の大卒初任給で1万2,000円、高卒初任給で1万2,300円、そのほか、若年層が在籍する号給に重点を置きながら、全ての号給について、おおむね8,000円から1万2,000円程度の引上げ、率にして、平均3.3%引き上げる勧告が行われております。ボーナスについても、昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間支給割合が、国家公務員を0.05月分上回ったことから、0.05月分の引上げ勧告が行われております。なお、引上げ分は、民間の支給状況等を踏まえ、期末手当及び勤勉手当に均等に配分することとなっております。また、手当につきましては、通勤手当、宿日直手当などを見直すこととされております。本町の給与条例につきましても、人事院勧告に沿った内容で改正いたしたく、御審議をお願いするものでございます。

それでは、議案書2ページ、併せて付属資料の1ページ、新旧対照表も御覧いただければと思います。まず、第1条の改正についてです。第13条の3は、通勤手当に関する規定です。今回の改定では、自動車等の使用者に対する通勤手当について、民間の長距離通勤者に対する手当額が、公務の手当額を上回っていることを踏まえまして、手当の引上げを行います。通勤距離が片道10キロメートル未満の職員には変更はなく、10キロメートル以上、15キロメートル未満の職員については、月200円の引上げ、その後、新旧対照表2ページに記載のとおり、5キロ刻みで距離が延びるごとに引上げ額も増えていき、最も距離の長い片道60キロメートル以上の職員は、月7,100円の引上げとするものでございます。

続いて、新旧対照表の3ページ、次の第18条の改定につきましては、時間外勤務手当等で利用する各職員の勤務1時間当たりの単価について、国にならい、給料月額に地域手当の月額を加算するものでございます。

続く、第20条は、期末手当の支給割合等を定める規定です。第2項は、今年度分の正規職員分について、12月支給分を0.025月分引き上げる改正を、第3項は、再任用職員の期末手当について、同じく12月支給分を0.025月分引き上げる改正を行います。

次に、新旧対照表は4ページ、次の第21条第2項は、勤勉手当の支給割合を定める規定です。期末手当と同様に、12月支給分について、正規職員、再任用職員ともに0.025月分を引き

上げる改正となります。なお、会計年度任用職員については、再任用職員に準じて支給をいたします。

次に、別表1の改正でございます。新旧対照表は6ページからとなります。本町の高卒初任給の1級9号で1万2,200円、大卒初任給の1級25号で1万2,000円、そのほか全ての号給で引き上げが行われており、改定率は1級で平均5.2%、2級で4.2%、3級で3.4%、4級で2.9%、5級と6級は2.8%、全体で平均で3.3%の引上げとなっております。

第1条の最後は、別表3の改正です。議案書は5ページ、新旧対照表は12ページになります。宿日直手当につきまして、国にならい、1日4,400円から4,700円に引き上げるものでございます。

続いて、第2条の改正についてです。新旧対照表は13ページを御覧ください。この第2条は、附則において、令和8年4月1日、来年度から施行するものとして規定をしております。まず、第13条の3の改正は、通勤手当の規定の見直しに関するものになります。今回の改正条例の第1条におきまして、自動車等の使用者に対する通勤手当の額の改正を、本年4月1日に遡って行うこととしておりますが、この第2条の改正では、国の改正にならしまして、距離区分の上限を現行の60キロメートル以上から100キロメートル以上に引上げを行いまして、手当の月額の上限につきましても、3万8,700円から6万6,400円に引上げを行います。また、この改正に合わせまして、国にならい、条例でそれぞれの距離区分ごとに定めた額を規定することを廃止をし、上限額のみを条例で6万6,400円と定め、距離区分ごとの金額は、今後は規則において定めることとする改正でございます。

議案書は6ページ、新旧対照表は15ページを御覧ください。次に、第13条の3第3項において、今回、新たに自動車駐車場を利用する際の通勤手当を新設いたします。民間の支給状況を踏まえ、通勤において規則で定める要件を満たす駐車場を常時利用する職員に対して、1か月当たり5,000円を超えない範囲で規則で定める額の手当を支給するものでございます。

その他の各項の改正については、項や号がずれたことによる改正のほか、新旧対照表16ページの改正後の第5項では、国の改正にならしまして、当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として規則で定める場合には、翌月に支給ができることを新たに規定をしております。

次の第20条及び新旧対照表17ページからの第21条の改正につきましましては、期末勤勉手当について、今年度は12月支給分のみを増額をし、1年分の引上げをまとめて行いますが、来年度以降については、6月支給分と12月支給分の支給月数がそれぞれ均等になるように、引上げ月数を配分するための改正でございます。なお、年間の合計支給割合は、今年度の引上げ後の月数と変更はございません。

最後に、議案書6ページの下から3行目の附則についてになります。まず第1条の施行期日等

です。この条例は、公布の日から施行することとしておりますが、第2条の改正規定は、令和8年4月1日から施行することとしております。また、第2項で、第1条の改正については、本年4月1日に遡って適用することとしております。その結果、12月までに既に支給した給与と生じた差額につきましては、追加で支給をすることといたします。第2条は、既に支給している給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払いとみなす規定でございます。第3条は、前条の内払いの件以外で、この条例の施行に関して必要な事項がある場合は、規則で定めることとするものでございます。なお、今回の給料と期末勤勉手当の改正に伴いまして、正規職員1人当たり、年収ベースでは個人の状況によって異なるんですけれども、平均でおおむね20万円ほどの増となる見込みでございます。

以上で説明を終わります。慎重に御審議の上、御議決くださいますようお願いいたします。

○議長（山本 定生君） これから質疑を行います。質疑に当たっては、自己の意見を述べられないことになっております。なお、質疑の回数は、同一議員につき、同一議題について3回を超えることができないようになっておりますので、よろしくお願いたします。また、質問者、答弁者の発言は、挙手し「議長」と発声の後、私から発言の指名を受けてから行ってください。以上、お守りください。よろしくお願いたします。

本案に対して、質疑はありますか。向野議員。

○議員（4番 向野 倍吉君） ギャラリーが多いので緊張しますが、よろしくお願いたします。今回の改正なんですけども、12月議会中に上程、可決を行えば、12月中に特に若い方なんかには支給できたと思いますが、できなかった理由とかは何かありますか。

○議長（山本 定生君） 総務財政課長。

○総務財政課長（奥本 仁志君） この給与改定につきましては、国の給与法の成立後に改正をするようにと、給与法の成立に先立って改正をすることがないよにということで、国から通知が出されているところでございます。今回、給与法の成立が12月16日ということで遅くなりまして、12月議会の会期に間に合わないということで、今回の臨時議会での提案となっております。給与法が以前のように、通常11月下旬には成立いたしますので、そのような状況であれば、12月議会での御議決をいただいた上で、年内での支給も可能であろうかというふうに考えております。今回はそのような事情があったということでございます。

○議長（山本 定生君） ほかに質疑ありませんか。太田議員。

○議員（5番 太田 文則君） 先ほどの説明の中で、大体1人20万円ぐらい上がるという話がありましたけれども、そんな中で、町の財政として、大体年間どのくらいぐらいの支出、金額が増えるのか、お答え願えればと思います。

○議長（山本 定生君） 総務財政課長。

○総務財政課長（奥本 仁志君） このたびの給与の改定に伴いまして、年間の支給額としましては、おおむね3,000万円程度の増額を見込んでおります。会計年度任用職員も含まれます。この金額につきましては、国のほうで地方財政措置というのがございまして、普通交付税等の増額等での対応となりますので、そういったことで、国からも給与の増額に見合った交付税が措置される見込みとなっております。

以上になります。

○議長（山本 定生君） ほかに質疑ありませんか。新保議員。

○議員（1番 新保 祐介君） 通勤手当の第13条のところなんですけども、ちょっと僕が理解ができなかったんですけど、これは距離が延びることによって値段が上がっていくんですけども、上がり率も結構上がって、現行の状況から改正が上がっておるんですけども、これは吉富用に合わせた条例なのか、さらにこの上がるのはガソリン代とかそういうのも含まれた額になっているんでしょうか。ちょっと比率等を含めて教えてもらえますか。

○議長（山本 定生君） 総務財政課長。

○総務財政課長（奥本 仁志君） このたびの改正につきましては、先ほど申しましたとおり、国に準じた改正でございます。国の規定につきましても、この金額と全く同じ金額でございますので、町独自のものではございません。今回このように金額が上がっているというのは、やはり燃料代の高騰、これ自動車の通勤の方の通勤手当になりますので、そういったことが一番大きな影響を与えているものというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（山本 定生君） ほかに質疑ありませんか。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 付属資料15ページの先ほどの通勤手当のところの13条の3の3項ですか、駐車場料金に関するものなんですけど、これは、本町の職員には、町に駐車場料金払っているんですけど、これに対しても反映されるんでしょうか。

○議長（山本 定生君） 総務財政課長。

○総務財政課長（奥本 仁志君） この通勤手当の5,000円、地域手当の駐車場の5,000円の内容につきましては、まだ国のほうで詳細な規定、規則の内容が判明できてない状況でございます。その内容を踏まえて、通常の職員に対して、どの職員に対しても5,000円以内の手当が支給されるような内容であれば、基本的には国に準じた形で手当を支給するのか、もしくは、そもそも1,000円を徴収しておりますけど、その徴収をやめるのか、そのどちらかの方法でまた検討していきたいというふうに考えております。

○議長（山本 定生君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第69号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、議案第69号は、委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、議案第69号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに決しました。

日程第4、議案第70号単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

執行部に内容の説明を求めます。総務財政課長。

○総務財政課長（奥本 仁志君） それでは、議案第70号について御説明をいたします。議案書8ページ、新旧対照表は19ページからとなります。

今回は、別表1の労務職給与表の改正のみでありまして、今回の人事院勧告に基づいて改正を行います。初任給の1級5号で1万2,500円、若年層に重点を置き、全ての号給で8,500円から1万2,500円ほどの引上げとなっております。

議案書12ページを御覧ください。議案書の12ページです。附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行し、一般職同様、令和7年4月1日に遡って適用することといたします。

第2条は、既に支給された給与は、改正後の規定による給与の内払いとみなすものでございます。

以上で説明を終わります。慎重に御審議の上、御議決くださいますようお願いいたします。

○議長（山本 定生君） これより質疑に入ります。本案に対しての質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第70号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、議案第70号は、委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、議案第70号単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに決しました。

日経第5、議案第71号令和7年度吉富町一般会計補正予算（第7号）についてを議題といたします。

これから、ページを追って質疑に入ります。

補正予算書1ページ。歳入2ページ、歳出3ページ、4ページまで。次に、5ページ、第2表繰越明許費補正、追加。次に、6ページ、事項別明細書、総括歳入、7ページ、同じく、総括歳出。次に、歳入8ページ。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 14款5目4節の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金に関して、本町に交付される予定の額は、これが総額でしょうか。

○議長（山本 定生君） 総務財政課長。

○総務財政課長（奥本 仁志君） 今回の国の補正予算で追加をされた交付限度額の内示額につきましては、この金額9,924万3,000円と同額でございます。

○議長（山本 定生君） ほかに歳入よろしいですか。歳入全般について、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 質疑なしと認めます。

次に、歳出に入ります。歳出9ページ、10ページ。11ページ、12ページ。13ページ、14ページ。15ページ、16ページ。矢岡議員。

○議員（9番 矢岡 匡君） 16ページ、6款農林水産業費2目水産業振興費の18節漁業用燃油価格高騰対策事業費補助金128万円につきまして、令和5年度も同様な事業を行いました。そのときが、実績として、たしか申請者数が12名だったと思います。このたびの想定の人数も

これを参考にしたところでしょうか。

○議長（山本 定生君） 地域振興課長。

○地域振興課長（守口 元子君） お答えいたします。今回の積算の内容については、対象者、漁業者は11人を想定いたしております。令和5年度につきましては、同じく11人というところで実績をもらっています。

以上です。

○議長（山本 定生君） 矢岡議員。

○議員（9番 矢岡 匡君） 同じところですが、令和5年度は、農業振興費としても同様の対策事業を行っております。今回はその部分がないということで、そこに対しての理由をお知らせいただきたいと思います。

○議長（山本 定生君） 地域振興課長。

○地域振興課長（守口 元子君） お答えいたします。重点支援地方交付金は、地方自治体において地域の実情に合った必要な支援を実施することとなっております。今年のJAの米の概算金を調べましたところ、昨年に比べまして、1俵当たり9,480円の増額となっております。田んぼ1反当たり大体8俵の収穫があり、昨年と比べますと1反当たり7万5,840円の増収ということになります。農業者の方におかれましては、物価の高騰もございしますが、従前に比べまして、今年の農業収入は安定しているものと考えまして、今回は予算計上しておりません。

以上です。

○議長（山本 定生君） よろしいですか。新保議員。

○議員（1番 新保 祐介君） すみません。ちょっと13ページに戻ってもいいですか。3款2項2目の児童措置費の18節物価高対応子育て応援手当なんですけども、これはいつ振り込まれるとか、ちなみにこれ何名とかって分かりますか、教えてください。

○議長（山本 定生君） 子育て健康課長。

○子育て健康課長（梅林 正典君） 先に対象人数からお答えいたします。国から示されました算出根拠から人数を計算しております。令和7年9月分の児童手当の対象となる児童数がまず958人おります。それから、今年10月から来年3月に生まれた子どもも今回対象になります。その見込み数の計算として、今年4月から9月の半年間の出生者22人という実績がございします。この958人と22人を加えた980人が、まず対象者ということになりますが、これに、公務員支給分10%分を上乗せ想定することを国から示されておりますので、10%を加算した数字が1,078人ということになりまして、対象人数はこの1,078人ということになります。

また、振込予定日についてですが、国からは年度内支給という目標は示されておりますが、まだ具体的なスケジュールまでは示されてはございません。何とも言えないところですが、本町に

おいては、最短で2月に支給をされる児童手当に併せて支給ができればというふうに考えております。具体的には2月6日金曜日が定例の支給日になりますので、その日を予定しております。このスケジュール的には非常にタイトになりますが、そこを目標に取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（山本 定生君） それでは、先ほどに戻りまして、15ページ、16ページ、よろしいですか。17ページ、18ページ。丸谷議員。

○議員（2番 丸谷 宏一君） 17ページです。7款商工費2目商工業振興費18節です。この中の付属資料の27ページの吉富町応援商品券事業費なんですけれども、商品券ということなんですけど、現金やかみん・ペイなどのキャッシュレスというのもある中で、商品券というところを選んだ理由を教えてください。

○議長（山本 定生君） 町長。

○町長（花畑 明君） なぜそういうふうになったのかということなんですけれども、本当は随分と悩みました。それで、担当の職員とぎりぎりまで話し合いをして、本来であれば、現金支給のほうが意見も多うございました。そんな中、せっかくの1億円に近いお金が現金給付になりますと、町外に漏れていくんじゃないかなという懸念もございまして、私どもの判断基準は、常に町民のためになるかならないか、こういうことであります。併せて、商工会の役員の皆様も何度となくお越しになり、膝を詰めて、期間をかけて話し合いを重ねた結果、こういうことになったということになります。国の地域を思う気持ちを十分に、その地域に還元してまいりたい、そういうふうに思っております。

以上です。

○議長（山本 定生君） ほかに質疑はありませんか。向野議員。

○議員（4番 向野 倍吉君） 同じところですが、今回のこの応援商品券事業が、住民と事業所にとって有益な商品券事業になるように、現在、商工会でも販売していますプレミアム付商品券との差別化において、例えば、使える事業者を増やしたりとか、この券をもうちょっと使いやすいものに、吉富町独自の工夫は考えていますか。

それと、もう一つ、様々な意見をやっぱり集約して、よりよいものにつくり上げるために協議する場とか、そのようなものは考えていますでしょうか。

○議長（山本 定生君） 地域振興課長。

○地域振興課長（守口 元子君） 商工会が実施するプレミアム商品券事業は、福岡県の実施内容に基づき実施しております。今回の吉富町の商品券事業につきましては、町独自の取組であるため、町民の皆さんに幅広く使用できることを前向きに検討いたしております。幅広く使用できる

ことを考えますと、少しでも現在使用できないものを減らしたいと思っております。まず、商品券の使用については、店舗が商工会取扱店舗に加入していただく必要があります。現在、福岡県の要綱に定められている、明らかに使用できない税金、公共料金、換金性のあるプリペイドカード、ICカードのチャージや商品券などの金券として取り扱うものは使用できないものとして残し、商工会加盟店に加入することが可能と判断されるものは、今回対象としようと思っております。

例えば、町内の医療機関において、加盟店に加入してもらえれば、商品券を使用できます。今まで医療機関は加盟店加入していませんが、今後、加盟店の加入について、医療機関に丁寧に説明をし、町民の皆さんが喜んでもらえるよう加入をお願いしたいと考えております。

そのほか、たばこや家賃、駐車場代も対象となりますので、医療機関と同様、加盟店の加入をお願いしたいと考えております。

また、次の協議会などの策定というか、つくってみてはという議員のお言葉なのですが、とてもよい試みではないかと思っております。今後、協議会の必要性もしっかりと協議して、前向きに検討したいと思っております。

以上です。

○議長（山本 定生君） ほかに。横川議員。

○議員（6番 横川 清一君） 同じところですが、今回のこの事業、町民にとっても町内事業者にとっても、結構なすばらしい案だと思います。

ところで、この商品券の事務委託料についてですが、結構、委託先が煩雑になって、結構いろいろと問題点も今までのところ出てきております。その点について、この400万円という金額が、そういうところも含まれているのかどうかお尋ねします。

○議長（山本 定生君） 地域振興課長。

○地域振興課長（守口 元子君） 委託業務につきましては、内容として、商品券の取扱い加盟店の募集、登録及び説明と、商品券の印刷業務、広告宣伝業務、商品券の換金受付及び管理業務などが主な内容でございます。

以上です。

○議長（山本 定生君） よろしいですか。17ページ、18ページ。是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 今の同じところですが、町内の事業所、どうしても限りがありますんで、使えるところ限られるわけですが、商工会に新しい業種が入っていただくようなことを、今聞きましたので非常にいいかなと思いました。ただ、少し今回はやめたいという人がおりましたでしょうか。

ちょっともう一回。

○議長（山本 定生君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 支払いが、我々は商売をやりますと、現金でその月に支払いが請求が来てということがあります。そういうことが、この商品券事業では支払いがちょっとずれるというようなことがあるのを懸念する方もおるんじゃないかなと。そういうことは、その説明は終わりましたですか。

○議長（山本 定生君） 地域振興課長。

○地域振興課長（守口 元子君） その加盟についての確認というか、店舗に加入してもいいところ、商工会の委託業務の中に百何十件店舗がございます。そこで、この議決で予算が可決して事業を実施しましたら確認をするということですので、ちょっと私たちというか、行政のほうには、その分は今のところは分かっておりません。

以上です。（「支払い」と呼ぶ者あり）追加で、すみません。

○議長（山本 定生君） 地域振興課長。

○地域振興課長（守口 元子君） 先ほど支払いについてということで御意見がございまして、それにつきましては、定期的に、週に1回は支払い日を設け、事業者様に御負担のないような形で今後運用するということで、会計のほうとも話ができておりますので、それで実施してまいります。

以上です。

○議長（山本 定生君） 17ページ、18ページよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） では、19ページ、20ページ。21ページまで。歳出全般について、御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 歳入歳出全般について、御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 次に、22ページ、補正予算給与費明細書（第5号）。補正予算書給与費明細書、23ページ、24ページ。25ページ、26ページまで。以上、補正予算書全般について、御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第71号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、議案第71号は委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 賛成討論はありませんか。丸谷議員。

○議員（2番 丸谷 宏一君） 議案第71号、賛成討論をさせていただきます。

物価高騰支援についてというところで、吉富町応援商品券事業というところを少しお話をさせていただきます。今回、全町民に対して1万4,000円の商品券を支給すると。先ほどの件については質問をさせていただいたとおり、町長の回答としましては、この施策は、消費者の支援に加えて、町の経済を活性化するという意味があるということが分かりました。ということであれば、町の事業者の皆様にも、何か仕掛けをしていただければというふうに考えております。

私自身は、自動車ビジネスをしていた経験から、例えば車検の予約ということ。一般的に今回、期日が2月の末から5月の末までという3か月の間に商品券をとということだったと思うんですけど、車検は御存じのとおり、2年間あるいは1年間の期限があります。そうすると、この2月から5月の間に、御自身の車の車検が来なかったら、これに当たんから使えないというふうに普通は考えるんですけど、例えば、そこで車検の予約券というものを発行して、この期間に車検の予約をしていただく。もっと言うと、この期間のうち、例えば3月までに予約をしていただいた方には、例えば10%の割引をすとか、それから、新しいお客さん、新しくこのお店で車検を受けてくれるというお客さんについては、車検のときにオイル交換をサービスすとか、例えばですね。というような付加価値をつけて、そういう工夫をしていただいて、要は新しいお客さんをつくっていただいて、販路を広げていただければというふうに考えております。

企画した執行部、それから、商工会を中心としたこの町の事業者さん、それから、我々消費者が、この商品券が配られることで、ああよかったなというようなことを期待しまして、私の賛成討論とさせていただきます。

○議長（山本 定生君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 賛成討論はありませんか。向野議員。

○議員（4番 向野 倍吉君） 令和7年度一般会計補正予算（第7号）に賛成いたします。

子育て応援支援事業について、子育て世代の経済的負担を軽減し、より安心して子育てしやすい環境を整えることに寄与した事業だと思います。

商品券応援事業は、既存の商品券事業と差別化を図り、様々な意見を取り入れ、吉富町独自の住民にとっては使いやすく、事業者にとっても有益になり、皆様から感謝される事業に進めてい

ただくことを期待します。

また、本臨時会は本日12月25日に行っています。支援事業や応援商品券事業は、住民の皆様へのクリスマスプレゼントではないかと思えます。担当の皆様は大変でしょうが、一日も早く配布できるように、御尽力していただくことを期待しまして、賛成といたします。

○議長（山本 定生君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 賛成討論はありませんか。新保議員。

○議員（1番 新保 祐介君） 議案第71号令和7年度吉富町一般会計補正予算（第7号）について、賛成討論をさせていただきます。

本補正は、物価高騰の影響を受ける町民生活や地域の経済に対し、子育て世帯への支援、商品券事業による生活負担軽減と消費喚起、漁業者への燃料対策など、必要な支援を速やかに行うものであります。また、人事院勧告に基づく職員の報酬の改定は、安定した行政サービスを維持するための必要な措置でもあります。一方で、町財政の影響にも十分留意しつつ、制度に基づいた適正な対応が求められますが、今回の補正はその範囲内で行われており、妥当な内容であると判断いたします。

以上の観点から、本案に賛成いたします。

○議長（山本 定生君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 賛成討論はありませんか。是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 賛成討論いたします。

議論の中で、皆様、様々な議論、質問の中で執行部の考えがよく分かりました。まずは、今までなかった業種の方にもお話を進めて、使用できるような体制をつくらうとする考えがよく分かりました。それから、今まででも支払いの件で問題のないように、素早く支払いができるということも考えていただいております。この案件は、町民にとって非常に町民ファーストというか、そういう気持ちが出た議案と思います。したがって、賛成といたします。

○議長（山本 定生君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 賛成討論はありませんか。矢岡議員。

○議員（9番 矢岡 匡君） 議案第71号令和7年度吉富町一般会計補正予算（第7号）について、賛成討論を行います。

物価高等対応重点支援地方創生臨時交付金にて実施する事業につきまして、漁業用燃油価格高騰対策事業費補助金に対しまして、農業用燃油価格高騰対策事業がないことをなぜかとは思いま

したが、答弁を受け、令和5年度を思い返してみますと、農業者、言葉が正確かも分からないですけれど、認定農業者でしたか、9名の方が申請というふうになったと。その方々は恐らく大規模農家ということで、今回より答弁を受けました収入が上がっているというところで納得をいたしたところであります。

また、広く町民に、現金給付による簡潔に、簡潔という事業選択もあった中、商品券事業を提案されたことを評価したいと存じます。なぜかと申しますと、事業という観点で捉えれば、ヒト、モノ、コトが動くことが地域経済を回すということで、吉富町応援商品券事業は、まさにこのヒト、モノ、コトを動かす、地域経済を回していくという施策と捉えるところがございます。また、そのことによって、広く町民の幸福に寄与するという面では、ウェルビーイング、つまり地域幸福度が高まるとも捉えて、賛成討論といたします。

○議長（山本 定生君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、議案第71号令和7年度吉富町一般会計補正予算（第7号）については、原案のとおり可決することに決しました。

日程第6、議案第72号令和7年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

これから、ページを追って質疑に入ります。

補正予算書1ページ。歳入2ページ。歳出3ページ。次に、4ページ、事項別明細書、総括歳入。5ページ、同じく総括歳出。次に、歳入6ページ。歳入全般について、御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 次に、歳出に入ります。7ページ、8ページまで。歳出全般について、御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 歳入歳出全般について、御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 補正予算書給与費明細書（第3号）、9ページ、10ページ、11ページ

ジ、12ページまで。以上、補正予算書全般について、御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第72号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、議案第72号は委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、議案第72号令和7年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）については、原案のとおり可決することに決しました。

日程第7、議案第73号令和7年度吉富町水道事業会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

これから、ページを追って質疑に入ります。補正予算書1ページ。補正予算実施計画書、収益的収入及び支出、支出2ページ。予定貸借対照表3ページ、4ページ、5ページまで。補正予算実施計画明細書、収益的収入及び支出6ページ、7ページまで。給与費明細書8ページ、9ページ、10ページ、11ページ、12ページまで。以上、補正予算書全般について、御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第73号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、議案第73号は委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。本案は原案のとおり可決することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、議案第73号令和7年度吉富町水道事業会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決することに決しました。

日程第8、議案第74号令和7年度吉富町下水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

これから、ページを追って質疑に入ります。補正予算書1ページ。補正予算実施計画書、収益的収入及び支出2ページ。予定貸借対照表3ページ、4ページ、5ページまで。補正予算実施計画明細書、収益的収入及び支出6ページ、7ページまで。給与費明細書8ページ、9ページ、10ページ、11ページ、12ページまで。以上、補正予算書全般について、御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第74号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、議案第74号は委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、議案第74号令和7年度吉富町下水道事業会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（山本 定生君） 以上で、今期臨時会に付議された議案は全て議了いたしました。

ここで、町長から議員の皆さんに御挨拶があります。

○町長（花畑 明君） それでは、御礼の御挨拶を申し上げます。

本日は、全ての提出議案に御議決を賜り、誠にありがとうございました。今回の人事院勧告に伴う給与改定は、ここ数年と同様、職員の処遇改善に貢献するものでございます。現在進めております職場環境の改善と併せまして、日々まちづくりに尽力をしている職員の働く意欲の向上や優秀な人材の確保を目指し、質の高い住民サービスの提供につなげていきたいと思っております。

また、今回の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金に関する事業につきましては、町内経済の活性化と、そして、何よりも住民生活の支援を第一に考え、ほぼ商品券に特化することといたしました。国からの交付金を少しでも多く住民の皆さんに還元したいとの思いで、少し中途半端な金額ではありますが、できる限りの金額を設定をさせていただきました。一日でも早くお届けをし、皆様に喜んでいただけるように、そして、町内事業者の皆様には、事業発展のチャンスとして御活用いただけるよう、それぞれの立場で、大型店舗に負けない、創意工夫を期待をし、商工会の皆さんと我々も連携をしながら、しっかりと準備を進めてまいります。

また、本日は漁業者の方たちもたくさんこうやって傍聴に来られております。漁業者の皆さんに対しては、以前より心を痛めておりました。昨今の本当にただただ驚くばかりのこの猛暑、そして、これからのいつく冬の海の上での苛酷な作業、その仕事の様子を思いますと、到底今回のこのような金額では賄えることはできないかとは思いますが、町からの応援として上手にどうぞ活用していただければと思っております。

また、早いもので間もなく新しい年を迎えます。来年は60年に一度の丙午の年であります。過去には、迷信もあり出生数が減るということもありましたが、本来、丙もうまも火の要素を持っており、強いエネルギーに満ちた力強く華やかな年とされています。ここ吉富町におきましても、この丙午の持つ強いエネルギーを力に変えて、何事にも情熱的かつ行動的にチャレンジをし、町の成長につながる華やかで元気な1年にできればと思っております。

議員の皆様方におかれましても、健やかで、晴れやかに、そして、輝くエネルギーに満ちあふれた新年をお迎えいただくよう祈念を申し上げ、簡単ではございますがお礼の御挨拶とさせていただきます。

本日は、誠にありがとうございました。どうぞよいお年をお迎えください。

○議長（山本 定生君） これをもちまして、令和7年第3回吉富町議会臨時会を閉会いたします。皆さんお疲れさまでした。

午後3時00分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和7年12月25日

議 長

署名議員

署名議員